総務専門部会協議内容一覧

1 基本的な協議事項

佐久市 臼田町 浅科村 望月町合併協議会

提案番号	協議項目番号	□□┣番号	分科会 名称	事務事業等名称(項目名)	問題点	調整案	調整案の詳細
1	05	5 - 1	財政会計	財産の取り扱い	債権及び債務、基金等)を所有してい	佐久市・臼田町・浅科村・望月町及び佐久下水 道組合が所有する財産 (土地、建物、債権及び 債務、基金等)は、新市へ引き継ぐものとする。	各市町村が事業実施等の目的を持って積み立てている特定目的基金については、各市町村ともに引き続き計画的に積立を行い、新市に引き継ぐものとする。 「同一の目的を持った基金は、合併時統一することを基本に調整する。 各種すり合わせの具体的調整方針 (第2回合併協議会承認)》 財産の取扱い 新市の一体性を確保する観点から、佐久市・臼田町・浅科村・望月町が所有する財産(土地、建物、債権及び債務、基金等)は、新市に引き継ぐ。 ・下水道事業 佐久下水道組合は、新市発足時に解散し、財産等を新市に引き継ぐ一方、新しい組織を新市の機構に位置づける。

2 その他の協議事項

2	15	15-1	人事	組織・機構の取り扱い	4市町村の組織 機構に差異がある。	合併時、調整方針に基づき組織・機構を整備する。 支所については、総合支所的な位置付け」と する。	各種すり合わせの具体的調整方針 (第2回合併協議会承認)》 合併後の事務執行に支障がないようにするとともに、次の整備方 針により統一を進め、本庁と新支所等出先機関との連絡調整が速 やかに図られる組織 機構とする。 1.行政サービスを低下させないこと。 2.各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること。 3.簡素で効率的であること。 4.指揮命令系統が明確であること。 5.事務事業の統一的、安定的な執行に十分配慮したものであること。 - 別紙資料の組織 機構図を基本に、事務事業のすり合わせ調整案の内容を考慮して整備する。 *参考 <事務所の位置 (第 2回協議会承認)> ・支所については、地方自治法第 155条による支所とする。 ・総合支所的な位置付け」という考え方に基づいて調整する。
---	----	------	----	------------	-------------------	--	--

提案 番号	協議項 目番号	⊐− 番号	分科会 名称	事務事業等名称(項目名)	問題点	調整案	調整案の詳細
3	16	020101010101	総務	望月町地域コミュニティーセンター使用料	望月町が使用料を徴収している。	合併時、現行どおりとするが、新市において他 の類似施設との整合性を図る。	
4	28-1	010101030101	総務	区長会	4市町村間で、組織と運営方法に差異がある。	合併後、新市の区長会を組織する。	区長数 239名 理事会及び地区区長会を組織する。 全区長による区長総会を年度始めに開催する。
5	28-1	010101030102	総務	区長会理事会		合併後、地区ごとに理事を選出して理事会を組織し、区長会の運営と連絡調整を行う	理事会により諸事項を審議決定する。 <理事選出:合計 26名 > ○佐久市(15名) 岩村田地区(13区)小田井地区(3区)平根地区(3区) 中佐都地区(8区)高瀬地区(8区)野沢地区(12区) 桜井地区(4区)岸野地区(12区)前山地区(6区) 大沢地区(6区)中込地区(16区)平賀地区(14区) 内山地区(10区)三井地区(7区)志賀地区(5区) ○臼田町(4名) 臼田地区(20区)切原地区(7区)田口地区(13区) 青沼地区(4区) ○浅科村(3名) 中津地区(3区)甲地区(3区)南御牧地区(3区) ○望月町(4名) 協和地区(10区)春日地区(19区)布施地区(14区) 本牧地区(16区)
6	28-1	010101030103	総務	地区区長会	佐久市 望月町が地区区長会制をとっている。 臼田町 浅科村は町村一本の区長会。)	古 併復、	<地区割:合計7地区区長会> ○佐久市 浅間地区区長会(35区)野沢地区区長会(40区) 中込地区区長会(40区)東地区区長会(12区) ○臼田町 臼田地区区長会(44区) ○浅科村 浅科地区区長会(9区) ○望月町 望月地区区長会(59区) *事務は各支所及び出張所が担当する。
7	28- 1	010102010103	財政会計	特別会計	4市町村間で、特別会計設置項目に差 異がある。	合併時、4市町村の特別会計を存続させ、会計が類似のものについては一元化する。 ただし、望月町の土地取得特別会計は平成 16年度で事業終了となるため、合併時廃止とする。	

提案 番号	協議項 目番号	 □ _	分科会 名称	事務事業等名称(項目名)	問題点	調整案	調整案の詳細
8	28- 1	010102020110	財政会計	一部事務組合等出納業務	望月町が単独で実施している。	合併前に、出納業務を分離する。	各組合 企業団は独立 Uた団体であり その出納業務は本来各団体が実施すべきである。 <該当団体 > ○川西保健衛生施設組合 ○北佐久郡老人福祉施設組合 ○望月町外 1市水道企業団
9	25	050104020101	企画		佐久市・望月町は社団法人を設置しており、 臼田町は財団法人を設置している。		1.社団法人 名称は、社団法人佐久市振興公社」とする。 望月町振興公社の解散に伴う残余財産寄付先は、(社)佐久市振興公社を基本とするが、具体的には、解散手続きの事務処理に合わせて協議する。 <新事業内容> ・所有地の分譲及び活用、駐車場の運営、土地建物賃貸借事業)・別荘地、霊園の管理・公共施設の管理受託事業・地場振興の企画・運営(農産物・物産品の開発販売等) 2.財団法人 ・名称は、財団法人佐久市文化事業団」とする。 <新事業内容> ・地域文化振興事業(コスモホール、鎌倉彫記念館、美術館等、新市での文化施設の一元管理運営)・文化事業の企画運営(特産品の開発販売等) <他へ移管の事業> ・農業振興事業(JAまたは新市)を好都市等交流事業(新市)・ ・苗木配布事業(新市) *文化振興部門に関する運営補助金は、新市において定める。
10	17	030107030101	消防 防災	佐久広域連合 (消防本部負担金)	4市町村とも同様に負担している。	合併時、新市において負担する。	佐久広域連合の負担割合に基づき負担する。
11	17	030107030102	消防防災	佐久広域連合 (消防公債費負担金)	4市町村とも負担しているが、佐久市は 佐久消防署、臼田町は北部消防署、浅 科村・望月町は川西消防署に対し負担 している。	合併時、新市において負担する。	佐久広域連合の公債費負担金割合に基づき負担する。
12	17	030107030103		佐久広域連合 (高速救急業 務経費負担金)	4市町村とも同様に負担している。	合併時、新市において負担する。	佐久広域連合消防本部の負担割合に基づき負担する。
13	17	030107030104	消防防災	佐久広域連合 (常備消防負担金)	4市町村とも負担しているが、佐久市は佐久消防署、臼田町は北部消防署、浅科村・望月町は川西消防署に対し負担している。	合併時、新市において負担する。	負担金算出割合について差異があるので、佐久広域連合と協議が必要である。
14	21	010107030101	消防防災	常備消防事務	4市町村とも実施しているが、管轄区域に差異がある。	合併時、新市において実施する。	新市を管轄する消防署が3消防署にまたがることとなるが、119番受信時等の指揮命令系統を統一するよう 佐久広域連合消防本部と引続き協議を行なう

提案 番号	協議項 目番号	├ 番号	分科会 名称	事務事業等名称(項目名)	問 題 点	調整案	調整案の詳細
15	28- 1	010107020305	消防防災	消火栓用ホース 器具配置	消火栓用ホース ・ 器具の配置方法に差 異がある。	合併時、更新については補助制度により実施 する。 なお、新設の場合は新市において設置する。	新設消火栓は厳選精査のうえ設置し消火栓用ホース器具を一体として配置する。 更新の場合は、地元区事業主体とする。 ○補助率 購入価格の70%以内。ホースは消火栓 1基につき3本を限度とする。
16	28- 1	010107020308	消防	消防詰所 ·車庫 ·器具置場 の新築、増改築	佐久市 浅科村は補助制度、臼田町は 公費、望月町は公費と地元負担で建設 しており、差異がある。	合併時、新市において補助制度により実施す る。	消防団の班と区は密接に関係しているので、地元区等を事業主体とした一定条件を付し補助率や限度額等を定めた補助要綱で運用する。なお、公民館等の施設と併用し建設する場合も消防施設として使用する部分は補助要綱を適用する。補助率 50%以内補助限度額 8月置場 50万円、消防車庫 70万円、消防詰所 250万円
17	28- 1	010107020311	消防防災	警鐘楼の新築 修繕 移転	1 新設は臼田町・浅科村・望月町が公 費で設置し、佐久市は補助制度としてい る。 2 修繕・移転については浅科村のみ地 元負担がある。	合併時、新設は補助制度により実施する。 なお、修繕は公費で行なう	新設については補助要綱に基づき厳選精査し設置する。 補助率 50%以内 限度額 50万円 撤去のみの要請は、公費で行なう
18	28- 1	010107020312	消防 防災	消防ポンプ車 ·積載車の更 新	4市町村で更新方法に差異がある。	合併時、積載車配備を基本とし公費で配備・更新する。なお、消防力の基準に基づき、計画的に配備する。 消防ポンプ車を更新する場合は、補助制度による。	新市の区域は広大になるので、消防ポンプ車から経済的かつ機動性に優れた積載車の配備へ逐次公費で切り替える。地域の実情等により消防ポンプ車を更新する場合は、地元対応の補助制度とする。
19	28- 1	010107020313	消防	可搬 (小型動力)ポンプの更 新	佐久市 臼田町は公費で更新し 浅科村 望月町は地元負担がある。	合併時、公費により実施する。	消防力の基準に基づき、新市における配備計画を策定する。
20	28- 1	010107020314	消防防災		佐久市 ・臼田町は公費、浅科村は補助金、望月町は地元負担としてお 「差異がある。	合併時、公費により実施する。	

^{*} 各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。